## 船橋市少年自然の家管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立一宮少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の利用に関し、船橋市少年自然の家条例(令和2年船橋市条例第23号。以下「条例」という。)及び船橋市少年自然の家条例施行規則(令和2年船橋市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

- 第2条 条例第11条に規定する少年自然の家の利用者の範囲は、次のとおりとする。ただし、未成年者のみの利用はできないものとする。
  - (1) 団体とは、原則として5人以上で構成される団体とする。
  - (2) 条例第11条第5項に規定する者とは、次のとおりとする。
    - ア 家族で利用する者
    - イ 部活動やサークル活動等の目的により団体で利用する者
    - ウ 学習、研修や親睦等の目的により団体で利用する者
    - エ その他教育委員会が必要があると認める者
  - (3) 前号のア、イ及びウの利用の許可については、指定管理者が判断するものとする。

(利用の予約)

- 第3条 少年自然の家の利用の予約は、次のとおりとする。
  - (1) 利用を開始する日の前年度の12月1日午前9時より予約をすることができる。ただし、夏季休業期間を除く。
  - (2) 夏季休業期間は、夏季利用調整会を開催し、船橋市内の少年団体を優先に 予約を受け付けるものとする。その他の団体は、夏季利用調整会の翌々日の 午前9時より予約をすることができる。
  - (3) 前各号の規定にかかわらず、次の場合は優先予約をすることができる。
    - ア 市内の小中学校が教育課程に基づき利用するとき。
    - イ 市又は教育委員会が行政目的のために利用するとき。
    - ウ 市又は教育委員会の承認を得て共催で利用するとき。
    - エ その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(4) 1号及び2号に規定する予約の開始日が休所日に該当する場合は、休所 日の翌日とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に改正前の船橋市少年自然の家要綱第3条の規定により なされた行為は、改正後の船橋市少年自然の家要綱の規定によりなされた行為 とみなす。